

第30回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年12月7日 午後3時～午後3時45分

2、開催場所 玉村町役場3階大会議室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千	雅子
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事・報告

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○令和5年度玉村町農業政策に関する意見書について

○令和4年度分玉村町社会福祉協議会特別賛助会費の拠出願いについて

○賀詞交換会について

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 村田 顕

8、会議の概要

事務局 : ただ今から、第30回玉村町農業委員会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
冬らしくなってきました。山々も白くなっています。
今月の農業委員会も宜しく願います。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は16名ですので、総会は成立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 15番 新井 委員 16番 吉田 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長 : それでは、4番 議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 : 【議案第1号農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1について説明】

議 長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長から願います。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。議案第1号について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第1号受付番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第1号農地法第3条受付番号2について説明】

議 長 : それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響がないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議 長 : 続きまして議案第2号農地法第4条受付番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第2号農地法第4条の規定による許可申請、受付番号1について説明】

議 長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして議案第3号農地法第5条受付番号1について説明をお願いします。

事務局 : 【議案第3号農地法第5条による許可申請、受付番号1について説明】

議長 : それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農振部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長 : ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、

受付番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第4号玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明してください。

事務局：それでは、玉村町農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について説明いたします。

資料4枚目の農用地区域変更明細表をご覧ください。

この書類は、今年1月に町で受付した農業振興地域整備計画において農用地区域からの除外申請を受付したものです。

今回農業委員会には、町が今回受付した除外6件、編入1件、計7件に際し、農業への影響について意見を求められております。

<詳細説明>

議長：それではご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(異議なし)

議長：それでは、今回の玉村町農業振興地域整備計画の変更について農業委員会では意見なしと致します。

続きまして議案第5号 報告事項 について説明をお願いします。

議長：続きまして、報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号農地法第3条の3第1項の届出の受理状況について説明します。内容につきましては相続で5件受理しております。

続きまして、報告事項第2号農地法第5条第1項第7号の届出の受理状況について説明します。内容につきましては市街化区域の5条届出で1件受理しております。

最後に、報告事項第3号農地法第18条第6項の受理状況について説明します。内容につきましては農地の合意解約です。6件を受理しております。

最後に農地法関係届出取下げ願いについてです。

今回の取下げ願いは、今年3月に申請され、4月の農業委員会で審議した、上之手地内の観照寺についてですが、開発協議が整わないのとの事により今回取下となりました。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6番 その他 に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局：○令和5年度 玉村町農業政策に関する意見書について
玉村町農業政策に関する意見書については例年、次年度の予算編成時期に農業委員会として町に意見をするものです。
今年度は（案）として、色付け部分を加筆いたしました。
意見書提出は12月22日10時～ 役場2階応接室です。
会長・副会長2名は同席をお願い致します。

○玉村社会福祉協議会特別賛助会費の拠出願いについて
今年度標記依頼は届いておりませんが、届いたら例年通りの運用と致します。

○賀詞交換会は令和5年1月5日文化センターで行います。

○1泊2日の金沢研修会は令和5年1月30日～31日で行います。
輪島の白米千枚田を見学予定です。参加できる方はご参加ください。

○来年度は農業委員の任期替えがありますので、準備をお願いします。

○肥料助成について「広報たまむら」で周知予定ですのでご確認ください。

議長：その他について、質問等委員の方から何かありますか。

<質問無し>

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人